

# 東電旧経営陣一審も無罪

## 3人強制起訴判決 大津波「予見できず」



武藤栄 元副社長  
武黒一郎 元副社長  
勝俣恒久 元会長

**判決骨子**

- 東京電力福島第1原発事故で、東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣3人が問われた業務上過失致死傷罪は一審に続き無罪
- 国の地震予測「長期評価」を含め、巨大津波の現実的な可能性を認識させる程度の情報はなく、原発への10兆を越す津波は予見できなかった
- 事故の発生を防ぐために原発の運転停止措置を講じるべきに業務上の注意義務が3人であったとは認められない
- 防潮堤の設置などで事故を回避できたとの指定弁護士は主張は事後的な情報や知見を前提にしており、採用できない

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長（左）ら旧経営陣三人の控訴審で、東京高裁は十八日、一審東京地裁に続きいずれも無罪判決を言い渡した。細田啓介裁判長は「十兆を越える津波が襲来する予見可能性はなかった」と述べ、事故回避のため、事前に原発の運転を停止すべき注意義務は認められないとの一審判決を支持した。■核心、判決

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長（左）ら旧経営陣三人の控訴審で、東京高裁は十八日、一審東京地裁に続きいずれも無罪判決を言い渡した。細田啓介裁判長は「十兆を越える津波が襲来する予見可能性はなかった」と述べ、事故回避のため、事前に原発の運転を停止すべき注意義務は認められないとの一審判決を支持した。■核心、判決

要旨の面、関連の面、論議の面

他の二人は原子力部門のトップを務めていた武黒一郎元副社長（中）と、ナンバー2だった武藤栄元副社長（右）。巨大津波を予見できなかったが、事故を回避できたかどうかが争点だった。

昨年七月の民事訴訟の判決は三人を含む四人に対し、甚大な事故を招く規模の津波は予見できたとして十三兆円超の賠償を命じ、控訴審で再び争われる。旧経営陣個人の責任が問われた裁判の結論が民事と刑事で分かれる形となり、刑事責任の事実認定でハードルの高さが改めて示された。検察官役の指定弁護士は東京都内での記者会見で「到底容認できない」と話し、上告するかどうかは改めて検討していきたくした。

原発事故は二〇一一年三月に発生した。東電内では〇八年、政府の地震調査研究推進本部が〇二年に公表した地震予測「長期評価」に基づき「最大一五・七メートルの津波が原発に襲来する可能性がある」との試算を得ていた。一九年九月の一審東京地裁判決は長期評価の信頼性を否定。高裁判決は「見過ごすことのできない重みを有していた」と指摘した一方で、信頼性に異論を唱える専門家もおり「津波襲来の現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとは認められない」と判断した。指定弁護士側による「改めて心からおわび

東京電力ホールディングスの話 福島第一原発事故により、福島県民をはじめとする多くの皆さまに大変な迷惑と心配を掛けていることに、改めて心からおわび申し上げます。元役員三人の刑事責任を問う訴訟は承知しているが、コメントは差し控える。

潮堤建設や主要設備の津波対策工事をしていたら事故は回避できた」との主張も「証明は不十分で、事後的な情報や知見を前提にして」として採用しなかった。

三人は検察審査会の議決を受け、一六年二月に強制起訴された。指定弁護士は津波の試算に基づいて危険

は予見できたなどとして、三人に禁錮五年を求刑していた。

三人は原発事故後の長期避難で双葉病院（福島県大熊町）の患者ら四十四人を死亡させるなどしたとして起訴されていた。判決公判には武黒、武藤両氏のみ出席し、勝俣氏は体調不良のため姿を見せなかった。